

8

スポーツ・青少年・教育

8
ス
ポ
ー
ツ
・
青
少
年
・
教
育

1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催への全面的支援

(提案要求先 内閣官房・復興庁・内閣府・警察庁・総務省・出入国在留管理庁・外務省・財務省・文部科学省・スポーツ庁・文化庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省)
(都所管局 オリンピック・パラリンピック準備局・都民安全推進本部・戦略政策情報推進本部・総務局・生活文化局・都市整備局・環境局・福祉保健局・病院経営本部・産業労働局・建設局・教育庁)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）開催に向け、国を挙げて全面的に支援すること。

<現状・課題>

これまで東京 2020 大会の開催に向け、競技会場等の整備や仮設工事等を着実に進め、気運醸成やテストイベントを通じた大会運営の確認、ボランティア研修の実施などハード・ソフトの両面において大会準備の総仕上げとして 2020 年夏の開催を目指して全力を尽くしてきた。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大により、令和 2 年 3 月 24 日に、東京 2020 大会について、おおむね 1 年を軸として遅くとも 2021 年の夏までに開催することとなった。その後、令和 2 年 3 月 30 日には 2021 年 7 月 23 日に東京 2020 オリンピック、同年 8 月 24 日に東京 2020 パラリンピックを開幕とする新日程が、IOC、IPC、組織委員会、東京都、国の間で合意された。また、令和 2 年 4 月 16 日には、組織委員会と IOC が、大会延期に伴う今後の準備の枠組みについて合意し、その中では、サービスレベルの水準を最適化・合理化する施策を検討するとともに、延期によるコスト削減を図るものとされ、IOC と国・都・組織委員会の日本側は共同で、延期のもたらす影響について、引き続き評価と議論を行うこととしている。さらに、同年 6 月 10 日に開催された IOC 理事会では、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた大会の位置付けにおいて、2021 年の開催に向けた方針として、安全・安心な環境を提供することを最優先課題とすること、延期に伴う費用を最小化し、都民・国民から理解と共感を得られるものにする、大会を簡素（シンプル）なものとするものの 3 点の基本原則のもとに準備を進めていくことが確認されている。こうしたことを踏まえ、IOC と大会の簡素化に向けた見直しを行い、令和 2 年 9 月 25 日に、これまでの成果について IOC と合意し、同年 10 月 7 日の IOC 理事会において、その削減効果が報告され、引き続き、見直しを行うこととなっている。また、大会における新型コロナウイルス感染症対策については、令和 2 年 9 月 4 日に、国・都・組織委員会など関係者による「新型コロナウイルス感染症対策調整会議」

が開催され、出入国をはじめとする水際対策、競技会場・選手村における感染防止対策、検査・治療・療養体制など幅広く議論し、安全・安心な大会の開催に向けて、準備を進めている。こうした中、延期となった大会を成功させるためには、国の果たす役割が極めて重要であり、国を挙げた積極的な対応が必要である。

国が平成27年11月に閣議決定した「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」では、「大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。」こととされている。

また、平成29年5月31日には、国、都、組織委員会、競技会場が所在する自治体の四者で、東京2020大会の役割分担及び経費分担に関し、基本的な方向について合意した。合意では「オールジャパンでの取組を推進するために必要な協力・支援を行う」とされており、ここには必要な地方の財源確保も含まれている。

選手や観客をはじめ、全ての人々にとって、安全安心な大会の開催を実現するとともに、昨年開催されたラグビーワールドカップ2019™で得られた成果を、東京2020大会の成功につなげ、更に大会成功の効果を全国に波及させていくためにも、国を挙げて開催準備に取り組むことが不可欠であり、これまで以上に役割と責任を果たしていくことが求められている。

<具体的要求内容>

- (1) 世界における経済、社会、医療の新たな状況に即し、人類が新型コロナウイルス感染症に打ち勝った証しとして大会を開催するため、これまで以上に都、組織委員会等と連携・協力を行うとともに、国として、積極的な財政措置を含め、主体的・全面的な支援を行うこと。

また、大会の円滑な準備及び運営に向けて、延期に伴い必要となる東京2020大会の関連法の改正など、適切な法整備を行うこと。

- (2) 新型コロナウイルス感染症に適切に対応して東京2020大会を開催するため、「新型コロナウイルス感染症対策調整会議」での議論を踏まえ、海外から訪れる選手や大会関係者、観客等の入国、滞在、出国を通じた、出入国管理など、水際対策の充実強化に取り組むこと。

また、来訪者に対する相談、受診、検査、治療、療養体制や訪日外国人への対応など感染拡大防御策の構築等、地域における医療・保健体制に加え、大会時及び大会前後に必要な医療機関及び保健所等における機能の確保・強化に向けた広域的な調整、支援等に取り組むとともに、患者情報や接触情報等を確実に把握する方策を制度面、技術面から構築すること。

さらに、国内外との調整や正しい情報発信・情報提供を行うとともに、公共空間における新しい日常のマナーやルールの確立、周知等に取り組むこと。

これらの取組に必要な法制度の整備等の対応や財政支援を行うとともに、都、組織委員会等と連携して新型コロナウイルス感染症に対する必要な措置を講じること。

- (3) 東京2020大会開催に向けて、国の施策に関する事項について必要な措置を講じるとともに、競技会場等の整備、セキュリティ対策や輸送などの東京2020大会に関する事項全般について、各種交付金・国庫補助負担金の活用や

地方財政措置など財政面を含め全面的に支援を行うこと。

- (4) 東京 2020 大会に関連するインフラ整備に関し、国の所管分について着実に整備を進めるとともに、都整備分については積極的な財政支援を行うこと。
- (5) 東京 2020 大会開催に向けて外国人旅行者の受入環境を整備し、その利便性の向上を図ることが重要であることから、その方策の一つとして、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」が策定した基本的な考え方及び取組方針を踏まえ、各機関・団体と連携・協働した取組を推進することなどにより、ICTも活用しながら外国語表示・標識等の整備を促進すること。

さらに、AIによる多言語音声翻訳技術の開発及び利用促進を図ること。

- (6) 東京 2020 大会に向けて、外国人旅行者等が安心して医療を受けられる体制を整備するため、医療通訳の育成・活用体制の整備など、医療機関における多言語による診療体制の整備等に向けた取組に対する支援を行うこと。
- (7) 東京 2020 大会に向けて、安定的な大会運営に資するよう、アンブッシュ・マーケティングの防止について必要な措置を講じること。
- (8) 東京 2020 大会に向けて、チケットの不正転売を防止するための法律が成立されたが、大会時における観客の公平な観戦機会の享受などが実現されるよう、法の実効性を高めるための必要な措置を講じること。
- (9) 東京 2020 大会の関係者（ID兼資格認定カードを所持する者）が大会において必要な役割を果たすために必要な期間、査証なしで入国し、滞在できるよう、必要な措置を講じること。
- (10) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第27条に基づき、東京 2020 大会の開催に必要な補助金を交付するとともに、大会開催に必要な資金に対してスポーツ振興くじ助成金を交付するなど必要な措置を講じること。
- (11) 東京 2020 パラリンピック競技大会について、円滑な開催準備のために積極的に支援を行うとともに、障害者スポーツ振興に力を注ぐこと。
- (12) 東京 2020 大会をドーピングのないクリーンな大会とするため、世界アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング対策について、組織委員会と関係行政機関等が連携するための体制の構築を支援するなど、国として必要な措置を講じること。
- (13) 東京 2020 大会を文化の面でも成功に導くとともに、日本の多彩な芸術文化の魅力を世界に発信するため、都や組織委員会が取り組む様々なプロジェクト及び全国の自治体が独自に実施する大規模かつ象徴的な文化プログラムに対し、必要な財政支援を行うこと。

また、東京 2020 大会を契機とし、文化プログラムを全国に浸透させ、レガシーとしていくため、財政支援に加え、地域で活躍するアーティストや文化団体等に対する人材育成支援や、事業の企画・実施体制を構築・強化する取組への支援等を充実すること。

- (14) 日本文化の魅力を世界に効果的に発信していくため、国、都及び組織委員会から構成される関係者会議を活用して、各主体の目玉事業や大型プロジェクトの情報共有、戦略的広報の検討を行うなど、連携を強化すること。
- (15) 東京 2020 大会に向けて、社会に貢献しようとするボランティアマイン

ドの醸成、多様性を尊重し、障害者を理解する心のバリアフリーの涵養、自他を認め合う豊かな国際感覚の育成などを可能とするとともに、こうした取組について、大会終了後もレガシーとして教育活動に残していけるような、オリンピック・パラリンピック教育プログラムの展開を全国に広げること。

また、子供たちの学びを支える教員の指導力の向上を図るため、オリンピック・パラリンピックの価値や意義の理解に資する研修や、障害者スポーツ指導者講習など、オリンピック・パラリンピック教育に関する教員研修等の拡充を進めること。

- (16) 東京 2020 大会の成功には大規模かつ質の高いボランティアの確保が必要なため、全国から幅広い世代の参加を促進する気運の盛り上げや、着実な育成のための研修環境の確保に向けた支援等を行うこと。

また、ボランティア休暇の普及・取得促進をはじめ、大会時にボランティアに参加しやすい環境づくりなど、ボランティアの円滑な運用を行う上で必要な措置を講じること。

- (17) 東京 2020 大会は「復興オリンピック・パラリンピック」でもあり、被災地の復興なくして大会の成功はないため、大会が被災地の復興の後押しとなるよう、国として必要な事業を着実に実施するとともに、事前キャンプ地の誘致や大会関連イベント等の取組に対する支援を行うなどオールジャパンでの開催気運の盛り上げにつなげていくこと。

- (18) 東京 2020 大会の聖火リレーを安全かつ着実に成功できるよう、必要な支援を行うこと。

- (19) 大会成功とともに開催効果を全国に広く波及させていくため、全国の自治体の実施する聖火リレーやパブリックビューイングなどの開催気運の盛り上げに向けた様々な取組に対する支援を行うこと。

- (20) 平成 29 年 4 月に公表されたセキュリティ基本戦略に基づき、国が行うべき施策について必要な措置を講じるとともに、テロを含む治安対策、サイバーセキュリティ対策、災害対策及び感染症対策を都、組織委員会等と連携して実施し、セキュリティ対策に万全を期すこと。

- (21) 円滑な大会輸送の実現と、我が国の経済活動との両立が図れるよう、テレワークやオフピーク通勤の推進をはじめ、国発注工事の調整や、関連団体・民間事業者等に対する工事調整への協力を働きかけること。また、物流対策として、全国規模での荷主・配送先企業等の理解・協力及び 2020 アクションプラン策定に向けた情報発信等、交通需要マネジメント（TDM）の推進に向け、都及び組織委員会と連携した着実な取組を行うこと。さらに、混雑緩和に向けて、市民や都外からの来訪者に向けた積極的な TDM 広報に取り組むこと。加えて、首都高の料金施策の実施に向けた取組を推進すること。

- (22) 東京 2020 大会の成功に向けて、大会時を見据えたテスト期間における TDM の効果検証の結果を踏まえた取組に対する支援を行うこと。

- (23) 東京 2020 大会時に想定される多くのビジネス航空の飛来に備え、受入環境の整備を図ること。

- (24) 東京 2020 大会に向けて、外国人等に対する熱中症等の関連情報の発信・注意喚起の充実を図るとともに、気象に係る高度な予測情報の提供等、暑さ

対策の推進に向けた取組を行うこと。

(25) 東京 2020 大会開催に向けた外国人旅行者の安心・安全確保のため、地震・大型台風等の災害時における情報提供体制の強化について、都、組織委員会等と連携して取組を推進すること。

(26) ラグビーワールドカップ 2019™における、会場アクセス、交通・警備、セキュリティなどの取組を、レガシーとして東京 2020 大会の成功へと繋げていけるよう、都や他の自治体の取組に対し、全面的に協力するとともに国として積極的な財政支援を行うこと。

参 考

○ スポーツ基本法（抜粋）

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

○ スポーツ振興投票の実施等に関する法律（抜粋）

（スポーツ振興投票に係る収益の使途）

第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、文部科学省令で定めるところにより、地方公共団体又はスポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下この条及び第三十条第三項において同じ。）が行う次の各号に掲げる事業に要する資金の支給に充てることができる。

- 一 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設（設備を含む。以下この項において同じ。）の整備
- 二 スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする国際的又は全国的な規模の事業を行うための拠点として設置する施設の整備
- 三 前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業（その一環として行われる活動が独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号。以下「センター法」という。）第十五条第一項第二号及び第四号に該当する事業を除く。次号において同じ。）

2 学校における働き方改革の実現

(提案要求先 文部科学省、スポーツ庁)
(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減や勤務時間の把握に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

<現状・課題>

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められている。

一方で、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。このため、都教育委員会は、平成30年2月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」等に基づき、外部人材やICTの活用など、多様な取組を総合的に推進し、教員が本来業務に注力できる環境の整備に努めている。

学校における働き方改革は、国においても最重要課題の一つとして取り組んでおり、平成31年1月に時間外在校等時間の上限を原則月45時間・年360時間と定めた「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定するとともに、同年3月には「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」を発出し、各教育委員会に対して勤務時間管理や業務改善等の働き方改革に関する取組の徹底を促している。

さらに、令和元年12月にいわゆる給特法の一部を改正する法律が成立し、国の勤務時間の上限に関するガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされた。指針では、服務監督権者である各教育委員会が講ずべき措置として、当該指針を参考にしながら、教員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることとしており、都教育委員会においても都立学校教員の在校等時間の上限等に関する方針を条例・規則に位置付けた。

現状、時間外在校等時間が月45時間を超える教員は依然として存在しており、国の指針や都の上限方針等を踏まえながら、学校における働き方改革を一層推進していく必要がある。そのためには、国、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じていくことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 教員の事務作業等に係る負担を軽減するため、業務を補助するスクール・サポート・スタッフや給食費等に係る学校徴収金事務システムの導入等の人的措置・財政的支援を複合的に行うこと。特に、スクール・サポート・スタッフについては、国庫補助を拡充するとともに配置人員を拡大するなど、財政的支援を充実すること。

- (2) 校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、同様の業務を行う教諭の授業時数の軽減が可能となるよう財政的支援を行うこと。
- (3) 教員の中でもとりわけ多忙な副校長の事務作業等に係る負担を軽減するため、副校長の業務を補助する外部人材の導入等に係る経費について、財政的支援を行うこと。
- (4) 教員の勤務時間の把握に向け、出退勤管理システムの導入に対する財政的支援を行うこと。
- (5) 専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (6) 部活動指導員や外部指導者等の円滑な運用に向けた環境整備を図ること。

3 学校施設の空調設備整備に対する支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

区市町村立学校の空調設備整備が推進されるよう、財源を早急に確保し、財政支援を行うこと。

また、都立高等学校等についても、新たに空調設備整備の補助制度の対象に加え、財政支援を行うこと。

<現状・課題>

(1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について

昨今の猛暑は災害に相当すると言われており、熱中症対策に対する保護者等の関心は高く、学校施設の空調設備整備についてはより一層の取組が求められている。

都は平成22年度から教室の冷房化に取り組み、独自の補助制度を実施するなど安心・安全な学校環境整備を推進してきたが、普通教室等の空調更新を図る自治体は、令和2年度以降の建築計画にも空調事業を計上している。

また、学校体育館は、被災時には避難所としての機能を有するため、避難所の熱中症対策のためにも、教室と同様に空調設備整備を推進する必要がある。

そのため、都においては、平成30年度から、学校体育館等への空調設置について補助制度を創設し、令和元年度からは、国が対象としていないリース方式の空調整備事業についても区市町村の取組を支援している。

普通教室・特別教室については国の採択がなされているが、学校体育館等の空調設置事業の採択はなく、また空調事業の優先度は低く、十分な財政措置がなされているとは言えない。

また、令和2年度には空調設備整備補助単価の引上げもなされたが、今もなお実勢工事価格と大きく乖離^{かいり}があり、区市町村に対しての十分な補助となっていない。

学校体育館等への空調設置により児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所機能^{じん}の向上により国土強靱化^{じん}を図るためには、国庫補助額の十分かつ安定的な確保が必要である。

(2) 都立高等学校等の状況について

都立高等学校等については、現在、施設老朽化に伴う改築や改修に加え、非構造部材の耐震化やトイレ洋式化等の対応もあり、さらに、平成30年6月に発生した大阪北部を震源とする地震に伴う被害の発生を踏まえ、ブロック塀の安全対策にも着手するなど、多くの施設整備案件を抱えている現状がある。

こうした中、近年における猛暑に伴い、暑さ対策として、今後は学校体育館に空調設備の整備を進めていくことや、特別教室への空調設備整備の推進に努めていくことも、強く求められている。

空調設備の整備は、緊急に実施することが求められており、かつ多額の費用を要することから、財源の確保が必要不可欠となっているものの、都立高等学校等については、学校施設環境改善交付金の対象外となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 区市町村立学校の普通教室・特別教室に空調を新設する事業については、早期に設置・更新が完了するよう、当初予算により財源を確保し優先的に採択すること。学校体育館を含む屋内体育施設においても当初予算の確保を行うこと。
- (2) 都立高等学校等についても、空調設備の整備には多額の費用が必要なことから、新たに補助制度の対象に加えること。

4 「G I G Aスクール構想」に対する取組の支援

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁)

- (1) 児童・生徒1人1台端末整備の補助制度について、学習支援ソフト、指導者用端末、予備端末等補助の対象範囲を拡大するとともに、補助単価の上限を増額すること。
- (2) 「G I G Aスクール構想」の補助制度について、学校の新設分や児童・生徒の増加分についても補助対象とすること。
- (3) I C T支援員の配置費用や端末整備完了後における端末更新時の費用等についても、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) 児童・生徒1人1台端末整備の時期の前倒しに伴う端末の確保及び共同調達を国が主導して実施すること。
- (5) 校内通信ネットワーク整備の補助制度について、補助期間を延長するとともに、補助単価の見直しなどを講じること。
- (6) モバイル Wi-Fi ルーター等の補助制度について、購入費だけでなく、通信費についても補助の対象とすること。
- (7) 補助制度について、東京都や区市町村が担う事務の負担軽減を図るとともに、最大限の支援を行うこと。
- (8) 「学校の I C T環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体に対しても財政支援を行うこと。
- (9) 高校段階においても、引き続き端末等を活用できるよう高等学校や特別支援学校高等部等に対しても必要な財政措置を講じること。

<現状・課題>

Society5.0時代を担う人材の育成や個別最適化学習を行うため、校内通信ネットワークの整備や児童・生徒1人1台端末の整備に関する「G I G Aスクール構想」が盛り込まれた令和元年度補正予算が成立した。また、新型コロナウイルス

感染症対策による学校の臨時休業等に伴い、ICT環境の早期の整備が求められており、1人1台端末整備の前倒しや家庭学習のための通信機器整備支援等が盛り込まれた令和2年度補正予算が成立している。

しかしながら、1人1台端末の整備時期を前倒しした際には、市場に端末が供給されず、納品がされないことが想定される。そのため、国が端末を確保するとともに、共同調達を実施することなど、端末を早期に納品するための国の支援が求められる。

「GIGAスクール構想」の補助制度について、校内ネットワーク整備等は、令和3年度以降新設する学校は対象となっていない。また、1人1台端末整備は、令和元年5月1日現在の児童・生徒数を基に算出しているため、それ以降増加した分は自治体負担となる。

1人1台端末の整備に関する補助制度の対象外である3人に1台の基準で配備される端末や指導者用の端末等は「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」をされているが、都や一部の区市町村は地方交付税不交付団体であることから、財政措置がされていない。

また、補助制度の対象は、端末やキーボード等に限定されているが通常授業のみならず、特に休業期間においては、学習支援ソフトやキーボード以外の周辺機器等、指導者用端末や予備端末などが必要となる。さらに、義務教育段階のみであるため、高校段階になると、引き続き端末を活用できない場合がある。

校内通信ネットワーク整備の補助制度は令和2年度までとなっているが、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業等に伴い、ICT機器の需要が非常に高まっている中で、多くの学校を設置する区市町村においては単年度での対応は困難である。また、整備に必要な機器等の価格高騰が想定される。

ICTを活用した家庭学習の重要性が増す中で、LTE対応端末や可搬型通信機器の整備が求められているが、通信料の負担が大きく、整備が進まないことが想定されるため、通信料に対する財政支援が必要となる。

1人1台端末整備の前倒しや新たな補助制度の創設等により、都道府県や区市町村の事務負担が増大している。

継続的にICTを利活用していくためには、ICT支援員や端末整備完了後の費用等についても、十分な財政支援が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 児童・生徒1人1台端末整備の補助制度について、リース方式による有償の保守・保証、学習支援ソフト、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末なども休業期間や日頃のICT利活用時に必要不可欠となることから、補助制度の対象範囲に含めるとともに補助割合（定額4.5万円）を増額すること。
- (2) 「GIGAスクール構想」の補助制度について、校内通信ネットワークや1人1台端末整備等を令和3年度以降新設する学校分や児童・生徒の増加分についても補助対象とすること。
- (3) 各学校において、持続的にICT機器が活用できるよう、地方財政措置を超えるICT支援員の配置費用や補助制度を活用した端末整備完了後における

る保守管理及び端末更新時の費用等についても、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

- (4) 臨時休業になった場合にも学びを保證できる環境を早期に実現するため、児童・生徒1人1台端末整備に関する時期の前倒しに伴う端末の確保及び国が推奨している共同調達について、国が主導して実施すること。
- (5) 校内通信ネットワーク整備の補助制度について、新型コロナウイルス感染症等の影響により、早急な整備が困難な場合もあることから、補助制度の期間を延長するとともに補助単価の見直し等を行うこと。
- (6) モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、購入費だけでなく、通信費についても補助の対象とすること。また、通信費について、LTE対応端末の通信費についても対象とすること。
- (7) 「GIGAスクール構想」の補助制度について、東京都や区市町村が担う事務について、負担軽減を図るとともに最大限の支援を行うこと。
- (8) 児童・生徒3人に1台の基準で配備される端末や指導者用端末等に対する「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体に対しても、交付団体同様に財政支援を行うこと。
- (9) 義務教育段階を1人1台端末環境で学んだ児童・生徒が、高校段階においても、引き続き端末等を活用できるよう高等学校や特別支援学校高等部等においても端末や入出力支援装置等について必要な財政措置を講じること。